

## しょうゆの表示に関する公正競争規約

規 約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、しょうゆの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規約において「しょうゆ」とは、しょうゆ品質表示基準（平成16年農林水産省告示第1704号）第2条に規定する本醸造方式、混合醸造方式又は混合方式により製造されたものであって、それぞれ、次に掲げる基準に適合するものをいう。</p> <p>(1) しょうゆ</p> <p>次に掲げるもの（これらに砂糖類、アルコール等を補助的に加えたものを含む。）をいう。</p> <p>ア 大豆（脱脂加工大豆を含む。以下この条において同じ。）若しくは大豆及び麦、米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたものを含む。）を蒸煮又はその他の方法で処理して、こうじ菌を培養したものを（以下「しょうゆこうじ」という。）又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げ（発酵させ、及び熟成させたもろみを圧搾して得られた状態のままの液体をいう。以下同じ。）を加えたもの（以下「もろみ」という。）を発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料（製造工程においてセルラーゼ等の酵素（たん白質分解酵素にあつては、しろしょうゆのたんぱく質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの過熱処理時に使用されるものに限る。）を補助的に使用したものを含む。以下「本醸造方式によるもの」という。）</p> <p>イ もろみにアミノ酸液（大豆等の植物性たん白質を酸により処理したものをいう。以下同じ。）、酵素分解調味液（大豆等の植物性たん白質をたん白質分解酵素により処理したものをいう。以下同じ。）又は発酵分解調味液（小麦グルテンを発酵</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>させ、分解したものをいう。以下同じ。)を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料(以下「混合醸造方式によるもの」という。)</p> <p>ウ ア、イ若しくは生揚げ又はこのうち2つ以上を混合したものにアミノ酸液、酵素分解調味液若しくは発酵分解調味液又はこのうち2つ以上を混合したものを加えたもの(以下「混合方式によるもの」という。)</p> <p>(2) こいくちしょうゆ しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。</p> <p>(3) うすくちしょうゆ しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類若しくは小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは米を蒸し、若しくは膨化したもの又はこれをこうじ菌により糖化したものを加えたもの又は加えないものを使用するもので、製造工程において色沢の濃化を抑制したものをいう。</p> <p>(4) たまりしょうゆ しょうゆのうち、大豆若しくは大豆に少量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。</p> <p>(5) さいしこみしょうゆ しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは食塩水の代わりに生揚げを加えたものを使用するものをいう。</p> <p>(6) しろしょうゆ しょうゆのうち、少量の大豆に麦を加えたもの又はこれに小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、製造工程において色沢の濃化を強く抑制したものをいう。</p> <p>2 前項第2号から第6号までのしょうゆの種類以外のもので同項第1号の製法により製造されたものは「しょうゆ」とする。</p> <p>3 この規約において「事業者」とは、しょうゆを製造し、若しくは輸入して販売する事業を行う者又はしょうゆの製造を他に委託して自己の商標、氏名若しくは名称を表示して販売する事業を行う者をいう。</p> <p>4 この規約において「表示」とは、顧客を誘引する</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>ための手段として、事業者が自己の供給するしょうゆの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次の各号に掲げるものをいう。</p> <p>(1) しょうゆの容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付したものによる広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネット、パソコン通信等によるものを含む。)</p> <p>(必要表示事項)</p> <p>第3条 事業者は、しょうゆの表示に関する公正競争規約施行規則(以下「施行規則」という。)に定めるところにより、しょうゆの容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明りょうに表示しなければならない。</p> <p>(1) 名称</p> <p>(2) 原材料名</p>	<p>(必要表示事項の表示基準)</p> <p>第1条 しょうゆの表示に関する公正競争規約(以下「規約」という。)第3条第1項に掲げる必要表示事項の表示基準については、次の第1号に掲げる基準に基づき、第2号に掲げる様式により表示するものとする。</p> <p>(1) 基準</p> <p>ア 名称</p> <p>規約第2条の規定に従い、しょうゆの種類を表示し、その次に括弧を付して製造方法を記載すること。規約第2条第1項第2号から第6号までに規定するこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ、しろしょうゆのいずれにも該当しないしょうゆであって、本醸造方式によるものは「しょうゆ(本醸造)」、混合醸造方式によるものは「しょうゆ(混合醸造)」、混合方式によるものは「しょうゆ(混合)」と記載すること。</p> <p>イ 原材料名</p> <p>(ア) 使用した原材料を、次のaからcの区分により、それぞれaからcに定めるところにより記載すること。</p>

規 約	施 行 規 則						
	<p>a 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、大豆にあつては「大豆」又は「脱脂加工大豆」の別に記載し、アミノ酸液にあつては「アミノ酸液」と、酵素分解調味液にあつては「酵素分解調味液」と、発酵分解調味液にあつては「発酵分解調味液」とその最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、2種類以上の原材料からなる原材料（以下「複合原材料」という。）については、次に定めるところにより記載すること。</p> <p>(a) 複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって記載すること。ただし、当該複合原材料の原材料が3種類以上ある場合にあつては、当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多い順が3位以下であつて、かつ、当該割合が5%未満である原材料について、「その他」と記載することができる。</p> <p>(b) 複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満である場合又は複合原材料の名称からその原材料が明らかである場合には、当該複合原材料の原材料の記載を省略することができる。</p> <p>b 食品添加物は、原材料に占める重量の割合の多いものから順に、食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成23年内閣府令第45号。以下「表示基準府令」という。）第1条第2項第5号及び第4項、第11条並びに第12条の規定に従い記載すること。</p> <p>c aの規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分に該当するものにあつては、同表の右欄に掲げる名称をもって記載することができる。</p> <table border="1" data-bbox="890 1805 1385 2011"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>でん粉</td> <td>「でん粉」</td> </tr> <tr> <td>無水結晶ぶどう糖、 含水結晶ぶどう糖び 全糖ぶどう糖</td> <td>「ぶどう糖」</td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	でん粉	「でん粉」	無水結晶ぶどう糖、 含水結晶ぶどう糖び 全糖ぶどう糖	「ぶどう糖」
区分	名称						
でん粉	「でん粉」						
無水結晶ぶどう糖、 含水結晶ぶどう糖び 全糖ぶどう糖	「ぶどう糖」						

規 約	施 行 規 則				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="890 275 1145 380">ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖</td> <td data-bbox="1147 275 1382 380">「異性化液糖」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="890 392 1145 548">砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖</td> <td data-bbox="1147 392 1382 548">「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」</td> </tr> </table>	ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	「異性化液糖」	砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」
	ぶどう糖果糖液糖、果糖ぶどう糖液糖及び高果糖液糖	「異性化液糖」			
砂糖混合ぶどう糖果糖液糖、砂糖混合果糖ぶどう糖液糖及び砂糖混合高果糖液糖	「砂糖混合異性化液糖」又は「砂糖・異性化液糖」				
<p>(3) 内容量</p> <p>(4) 賞味期限</p>	<p>(イ) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条の規定により格付された有機農産物（有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）又は有機加工食品（有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第3条に規定するものをいう。以下同じ。）を原材料とする場合には、当該原材料が有機農産物又は有機農産物加工食品である旨を記載することができる。</p> <p>(ウ) 遺伝子組換えに関する表示をする場合は、遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）及び表示基準府令の規定に従い、記載すること。</p> <p>ウ 内容量 計量法（平成4年法律第51号）の規定に基づき、m l、l又はミリリットル、リットルで記載すること。ただし、m l、lを筆記体で記載することを妨げない。</p> <p>エ 賞味期限 (ア) 次の例のいずれかにより記載すること。 a 平成19年10月1日 b 19. 10. 1 c 2007. 10. 1 d 07. 10. 1 e 071001 f 191001 (イ) 製造から賞味期限までの期間が3月を超えるものにあつては、次の例のいずれかにより記載することを妨げない。 a 平成19年10月</p>				

規 約	施 行 規 則							
<p>(5) 保存方法</p> <p>(6) 原産国名（輸入品に限る。）</p> <p>(7) 製造者等の氏名又は名称及び住所</p>	<p>b 19. 10</p> <p>c 2007. 10</p> <p>d 07. 10</p> <p>e 0710</p> <p>f 1910</p> <p>オ 保存方法 「直射日光を避け、常温で保存すること」等と記載すること。ただし、常温で保存すること以外に保存に関し留意すべき特段の事項がないものにあつては、省略することができる。</p> <p>カ 原産国名 輸入品にあつては原産国を記載すること。</p> <p>キ 製造者等の氏名又は名称及び住所 表示を行う事業者が製造業者である場合は「製造者」と記載し、氏名（法人にあつては名称。以下同じ。）及び製造所所在地又は住所を表示すること。 表示を行う事業者が販売業者である場合には「販売者」と記載し、氏名及び住所を表示すること。 表示を行う事業者が輸入者である場合には「輸入者」と記載し、氏名及び営業所所在地を表示すること。 販売者を表示する場合又は製造者の住所を表示する場合にあつては、表示基準府令の規定に従い、製造所固有の記号も併せて表示すること。 なお、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）の定めにより表示すべき者が異なる場合は、それぞれの規定に従い、必要な者を記載すること。</p> <p>(2) 様式</p> <table border="1" data-bbox="879 1559 1249 1845"> <tr><td>名 称</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>内容量</td></tr> <tr><td>賞味期限</td></tr> <tr><td>保存方法</td></tr> <tr><td>原産国名</td></tr> <tr><td>製造者</td></tr> </table> <p>ア 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。 背景の色は、文字が明りょうになるように白色又は着色の場合は薄い明るい色とし、柄模様等は避けること。</p>	名 称	原材料名	内容量	賞味期限	保存方法	原産国名	製造者
名 称								
原材料名								
内容量								
賞味期限								
保存方法								
原産国名								
製造者								

規 約	施 行 規 則
<p>2 アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>3 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への分別回収のための「識別マーク」は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第4条 事業者は、しょうゆの取引に関し、次の各号に掲げる事項を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 特色のある原材料を使用している旨</p> <p>ア 特定の前産地のものを原材料に使用している旨</p> <p>イ 有機農産物を原材料に使用している旨</p> <p>ウ 遺伝子組換えでない大豆を原材料に使用している旨</p>	<p>イ 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイント以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150 cm<sup>2</sup>以下のものにあつては、日本工業規格Z8305(1962)に規定する5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。</p> <p>ウ 前号エに規定する賞味期限を本様式に従い表示することが困難な場合は、本様式の賞味期限の欄に記載箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。この場合において、前号オに規定する保存方法についても、本様式の保存方法の欄に記載箇所を表示すれば、賞味期限の記載箇所に近接して表示することができる。</p> <p>2 規約第3条第2項に規定するアレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示については、表示基準府令の規定によるほか、「しょうゆ、つゆ類のアレルギー物質に関する表示例について」(平成13年12月日本醤油協会、全国醤油工業協同組合連合会)に基づき表示する。</p> <p>3 規約第3条第3項に規定する識別マークは、しょうゆ、しょうゆ加工品及びめん類等つゆに関する容器包装識別表示業界ガイドライン(平成16年1月改定版、日本醤油協会、全国醤油工業協同組合連合会)に基づき表示する。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第2条 規約第4条に掲げる事項は、次の各号に規定する基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 規約第4条第1号に規定する、特色のある原材料を使用している旨を表示する場合は、加工食品品質基準第5条の特色のある原材料等の表示の規定に従い、以下のとおり表示する。</p> <p>ア 特定の前産地のものを原材料に使用している旨を表示する場合は、その使用割合を当該表示に近接した箇所又は一括表示欄の当該原材料名の次に括弧を付して記載する。ただし、その割合が100%である場合は割合表示を省略することができる。</p> <p>イ 有機大豆等の有機農産物を原材料に使用している旨を表示する場合は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び有機農産物の日本農林規格に基づく格付けを受けた原材</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(2) しょうゆが有機農産物加工食品である旨</p> <p>(3) 特定の栄養成分の含有量が多い旨又は少ない旨</p> <p>(4) 商品名に特定の地域名を表示するなど、特定の地域名、地域的特徴等を意味する事項</p>	<p>料を使用し、その使用割合を当該表示に近接した箇所又は一括表示欄の当該原材料名の次に括弧を付して記載する。ただし、その割合が100%の場合は割合表示を省略することができる。</p> <p>ウ 遺伝子組換えでない大豆（脱脂加工大豆を含む。）を原材料に使用する場合は、その生産・流通の管理が明確で、かつ、適正に製造されていることが実証でき、「遺伝子組換えでない大豆を使用した醤油（non GMO大豆使用醤油）についての原料・製造・表示ガイドライン」（平成12年7月日本醤油協会、全国醤油工業協同組合連合会）の規定に適合するものは、遺伝子組換えでない大豆（脱脂加工大豆を含む。）を使用した旨を同ガイドラインに基づいて表示することができる。</p> <p>(2) 規約第4条第2号に規定するしょうゆが有機農産物加工食品である旨は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律及び有機加工食品の日本農林規格に従い表示する。</p> <p>(3) 規約第4条第3号に規定する特定の栄養成分の含有量が多い旨又は少ない旨は、健康増進法（平成14年法律第103号）第31条第1項に従い表示する。</p> <p>ただし、食塩分が少ない旨の表示を行う場合は、規約第5条第9号及び第10号の規定により表示すること。</p> <p>(4) 規約第4条第4号に規定する商品名に特定の地域名、地域的特徴等を意味する事項は、次のアからウまでの条件のうち1つ以上を満たす場合に表示することができる。</p> <p>ア 当該地域で生産する原材料（大豆、麦等の穀類）のみを使用し、その地域で製造を行い、包装されたものに表示する場合</p> <p>イ 商標法（昭和34年法律第127号）に基づき登録された地域団体商標又はその地域の行政機関の行う施策等に基づき、地域名を商品名と合わせて表示することについて、醤油業中央公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）支部において要件を定めた要領等を作成し、これを支部長が公正取引協議会へ届け出た上で、その要件を満たしたものに表示する場合</p> <p>ウ 当該地域において歴史的にしょうゆの製造が行われ、当該事業者もその地域で古くからしょうゆ製造を行っていることを、公正取引協議会</p>



規 約	施 行 規 則
<p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第5条 事業者は、しょうゆの取引に関し、次の各号に掲げる用語を表示する場合は、施行規則に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 長熟、長期熟成である旨の用語</p> <p>(2) 「蔵」、「仕込み桶」</p> <p>(3) 「天然醸造」</p> <p>(4) 手造りである旨の用語</p>	<p>支部において要件を定めた要領等により、支部長が確認し、公正取引協議会へ届け出た上で、当該事業者が製造したものに表示する場合</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第3条 規約第5条に掲げる特定用語は、次の各号に規定する基準により表示するものとする。</p> <p>(1) 規約第5条第1号に掲げる長熟、長期熟成である旨の用語は、こいくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆのうち、それぞれ本醸造方式によるものであって、もろみ熟成期間が1年以上のしょうゆについて、当該用語に近接して醸造期間を「〇年」(年未満切捨て)と併記の上表示する。</p> <p>(2) 規約第5条第2号に掲げる「蔵」、「仕込み桶」の用語については、次のとおりとする。</p> <p>ア 「蔵」の用語は、当該企業が通常「〇〇蔵」と称している当該施設においてもろみ工程を行ったしょうゆについて、「〇〇蔵」と当該蔵の名称を付して表示することができる。</p> <p>イ 「仕込み桶」の用語は、もろみ工程を仕込み桶で行ったしょうゆについて、表示することができる。仕込み桶が木桶の場合は、「木桶」の用語を表示することができる。</p> <p>(3) 規約第5条第3号に掲げる「天然醸造」の用語は、本醸造方式によるものであって、セルラーゼ等の酵素により醸造を促進したものでなく、かつ、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる食品添加物を使用していないものについて表示することができる。</p> <p>(4) 規約第5条第4号に掲げる手造りである旨の用語は、次のアからウまでの条件をすべて満たして製造したしょうゆについて、手造りである旨の用語(「手作り」、「手づくり」及びこれに類似する用語を含む。)を表示することができる。</p> <p>ア 前号に定義する天然醸造であること。</p> <p>イ <small>こまじ</small> 麹は <small>こまじ</small> 麹蓋又は <small>むしろ</small> 筵で <small>むしろ</small> 製麹し、手入れするものにあつては人手で行われるものであること。</p> <p>ウ もろみの <small>かきまぜ</small> 攪拌を手作業で行ったものであること。この場合の手作業とは、<small>かきまぜ</small> 權棒で行うものの</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(5) 「丸大豆」</p> <p>(6) 「特級」、「上級」又は「標準」</p> <p>(7) 「超特選」、「特選」、「特製」、「特吟」、「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」等、商品の等級を示す用語</p>	<p>ほか、圧縮空気を利用する場合にあっては作業者が攪拌用のパイプを直接操作しながら攪拌を行うことを含む。</p> <p>(5) 規約第5条第5号に掲げる「丸大豆」の用語は、原材料である大豆について、脱脂加工大豆を使用していないしょうゆに限り表示することができる。</p> <p>ただし、この場合であっても、規約第3条第1項第2号の原材料名として表示することはできない。また、大豆と脱脂加工大豆を合わせて使用する場合は、「丸大豆」の用語のほか、絵、写真等を使用することはできない。</p> <p>(6) 規約第5条第6号に掲げる「特級」、「上級」又は「標準」の用語は、しょうゆの日本農林規格（平成16年農林水産省告示第1703号。以下「農林規格」という。）第3条から第7条までに規定する規格による格付が行われたものに表示することができる。</p> <p>(7) 規約第5条第7号に掲げる「超特選」等の用語は、農林規格第3条から第7条までに規定する規格による格付が行われたものであって、次の区分に該当するものに表示することができる。</p> <p>ア 「超特選」</p> <p>(ア) こいくちしょうゆ又はたまりしょうゆのうち、農林規格に定める特級のもの（以下「特級のもの」という。）であって、全窒素分が、農林規格に定める特級の基準（以下「特級の基準」という。）の数値に1.2を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>(イ) うすくちしょうゆ又はしろしょうゆのうち、特級のものであり、かつ、糖類を添加していないものであって、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に1.2を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>(ウ) さいしこみしょうゆの本醸造方式によるもののうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に1.2を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>イ 「特選」</p> <p>(ア) こいくちしょうゆ又はたまりしょうゆのうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に1.1を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>(イ) うすくちしょうゆ又はしろしょうゆのうち、</p>

規 約	施 行 規 則
	<p>特級のものであり、かつ、糖類を添加していないものであって、無塩可溶性固形分が特級の基準の数値に1.1を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>(ウ) さいしこみしょうゆの本醸造方式によるもののうち、特級のものであって、全窒素分が特級の基準の数値に1.1を乗じて得た数値以上であるもの</p> <p>ウ 「特製」、「特吟」その他これに類似する用語 特級のもの</p> <p>エ 「上選」、「吟上」、「優選」、「優良」その他これに類似する用語 農林規格に定める上級のもの</p>
(8) 「濃厚」	(8) 規約第5条第8号に掲げる「濃厚」の用語は、農林規格第3条から第7条までに規定する規格による格付が行われたものであって、こいくちしょうゆ、たまりしょうゆ又はさいしこみしょうゆのうち、全窒素分が特級の基準の数値に1.2を乗じて得た数値以上であるものに表示することができる。
(9) 「うす塩」、「あさ塩」、「あま塩」又は「低塩」	(9) 規約第5条第9号に掲げる「うす塩」、「あさ塩」、「あま塩」又は「低塩」の用語については、規約第2条第1項第2号から第6号に規定するこいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ、しろしょうゆ又はその他のしょうゆのうち、食塩分が通常の当該しょうゆの食塩分に比べて80%以下のものであって、かつ、健康増進法第31条第1項に基づく表示を行ったしょうゆに表示することができる。
(10) 「減塩」	(10) 規約第5条第10号に掲げる「減塩」の用語は、しょうゆ100g中の食塩量が9g以下のものであって、健康増進法第31条第1項に基づく表示を行ったしょうゆに表示することができる。
(11) 「醸」	(11) 規約第5条第11号に掲げる「醸」の用語は、混合方式によるものについては、原材料名の表示に使用する場合を除き、表示することはできない。
(12) 「天然」、「自然」	(12) 規約第5条第12号に掲げる「天然」、「自然」の用語は、規約第5条第3号に規定する「天然醸造」の用語を除き、表示することはできない。
(13) 「純」、「純正」、「生」(「生引き」の用語を除く。) 「生」又は「生引き」その他純粋である旨の用語	(13) 規約第5条第13号に掲げる「純」、「純正」、「生」(「生引き」の用語を除く。) 「生」又は「生引き」

規 約	施 行 規 則
<p>(14) 品評会等で受賞した旨の用語</p> <p>(15) 「無添加」又はこれに類似する用語</p> <p>(不当表示の禁止)</p> <p>第6条 事業者は、しょうゆの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条第1項各号に規定する定義に合致しない内容の商品について、それぞれの定義に合致するものであるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 成分又は原材料について、事実と相違し、又は実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p>	<p>その他純粹である旨の用語については、次のアからウまでの場合を除き、表示することはできない。</p> <p>ア 本醸造方式によるものであって、セルラーゼ等の酵素により醸造を促進したものでなく、かつ、食品衛生法施行規則別表第1に掲げる添加物を使用していないもののうち、品質の均一化を図る程度に添加した食塩、ぶどう糖又はアルコール以外のものを添加していないものについての「純」及び「純正」の用語、食塩以外のものを添加していないものについての「<sup>き</sup>生」の用語</p> <p>イ 火入れを行わず、火入れと同等の殺菌処理を行ったものについての「<sup>なま</sup>生」の用語</p> <p>ウ たまりしょうゆの本醸造方式によるものについて「<sup>きび</sup>生引き」の用語</p> <p>(14) 規約第5条第14号に掲げる品評会等で受賞した旨の用語は、品評会等で受賞したものと同一仕様によって製造された商品であって、受賞年を併記しなければ表示することはできない。</p> <p>(15) 規約第5条第15号に掲げる「無添加」又はこれに類似する用語は、無添加である原材料名等が明確に併記され、かつ、当該原材料等が使用されていないことが確認できる場合でなければ使用することはできない。なお、食品添加物について当該表示を行う場合は、これに加え、食品衛生法に定める添加物（栄養強化の目的で使用されるもの、キャリアオーバー及び加工助剤に該当する場合を含む。）を一切使用していないことが確認できる場合でなければ、表示することはできない。</p> <p>(不当表示の類型)</p> <p>第4条 規約第6条に掲げる不当表示に該当するものには、次のものが含まれる。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(3) 第4条に規定する特定事項の表示基準又は前条に規定する特定用語の使用基準に合致しない表示</p> <p>(4) 合理的な根拠がないにもかかわらず、第4条に規定する特定事項の表示基準又は前条に規定する特定用語の使用基準に規定する事項に類似する表示を行うことにより、当該商品が実際のものよりも著しく優良であるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(5) しょうゆが病気の予防等について、効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示</p> <p>(6) 原材料である農産物について「無農薬」、「減農薬」、「無化学肥料」、「減化学肥料」の用語又はこれに類似する用語</p> <p>(7) 原産国について誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) おとり広告に関する表示</p> <p>(9) 他の事業者又は他の事業者の商品を中傷し、又はひぼうするような表示</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容、取引条件等について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると誤認されるおそれがある表示</p> <p>(書類等の整備)</p> <p>第7条 事業者は、第4条に規定する特定事項又は第5条に規定する特定用語を表示する場合は、しょうゆの原材料、製造方法等の事項について記載し、若しくは記録した書類等を作成し、又はこれらに代わる伝票等を、当該表示に係る商品を出荷した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(規約の実施機関)</p> <p>第8条 この規約の実施機関は、醤油業中央公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）とする。</p> <p>2 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <p>(1) この規約の内容の周知徹底に関すること。</p> <p>(2) この規約についての相談及び指導に関すること。</p> <p>(3) この規約の遵守状況の調査に関すること。</p>	<p>(1) 規約第6条第3号関係</p> <p>ア 単なる「無添加」等、訴求対象である原材料等が明りょうでない表示</p> <p>イ 特定又は特定用途の食品添加物を使用していない旨の表示</p> <p>ウ 特定の食品添加物を使用していないだけであるにもかかわらず、一切の食品添加物が無添加であるかのような表示</p> <p>(2) 規約第6条第10号関係</p> <p>合理的な根拠に基づかない「〇〇成分多量」、「〇〇をたっぷり」、「〇〇不使用」等、特定の成分等の多寡を表す表示</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。</p> <p>(5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。</p> <p>(6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。</p> <p>(7) 不当景品類及び不当表示防止法その他公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。</p> <p>(8) 関係官庁との連絡に関すること。</p> <p>(9) その他この規約の施行に関すること。</p> <p>(違反に対する調査)</p> <p>第9条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、又はその他の事実について必要な調査を行うことができる。</p> <p>2 規約に参加する事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p> <p>(違反に対する措置)</p> <p>第10条 公正取引協議会は、第3条から第7条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置をとるべき旨、当該違反行為と同種若しくは類似の違反行為を再び行ってはならない旨又はその他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第11条 公正取引協議会は、第9条第3項の規定によ</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>る措置（警告を除く。）又は前条第2項の規定による措置をとろうとする場合には、とるべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらに基づいて更に審理を行った上で、措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>（規則の制定）</p> <p>第12条 公正取引協議会は、この規約の施行に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この規約の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則の変更は、公正取引委員会及び消費者庁長官の承認があった日から施行する。</p>